

上下水道事業の概要 (平成 30 年度)

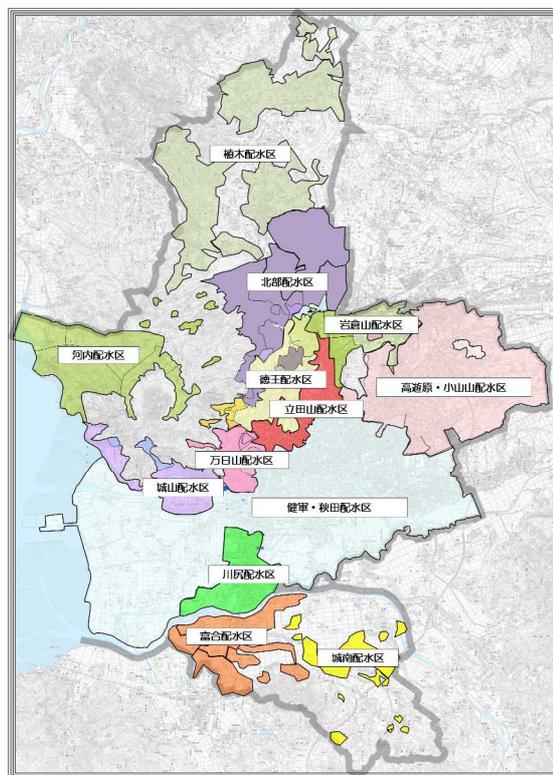
平成 30 年 8 月 20 日

熊本市上下水道局

1 上下水道事業の概況

上水道事業の現況について（平成 30 年 3 月末時点）

水道創設	1924 年 (大正 13 年)
給水区域面積	32,416ha
給水区域内人口	738,407 人
給水人口	704,557 人
給水普及率	95.4%
年間配水量	80,787 千 m ³
管路総延長	3,482 km

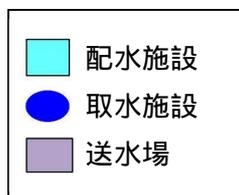
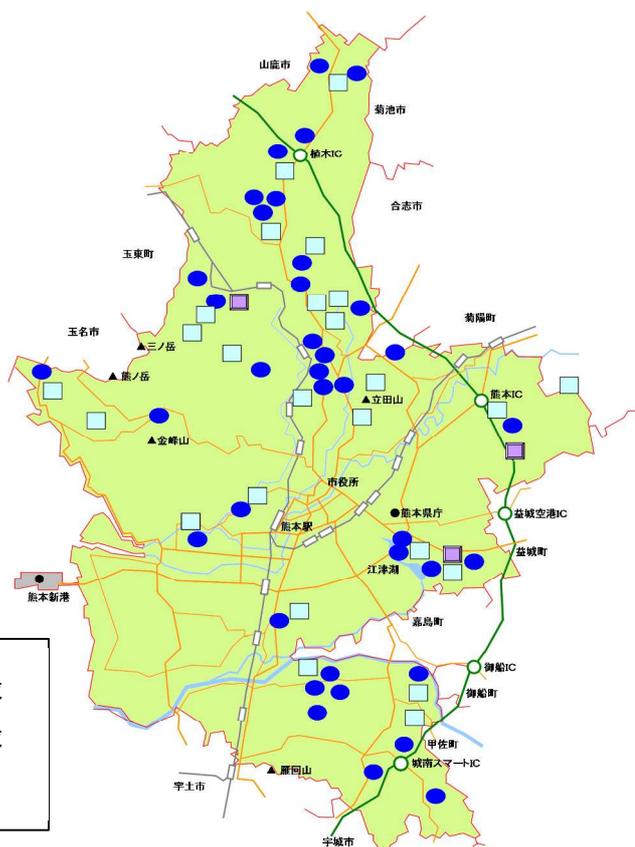


【上水道配水区域図】

給水の流れ

熊本市の水道水は、100%地下水で賄われています。地下水は、地下を浸透する間に、自然に濾過されると同時に地中のミネラル分が適度に溶け込むことで、おいしい水となります。

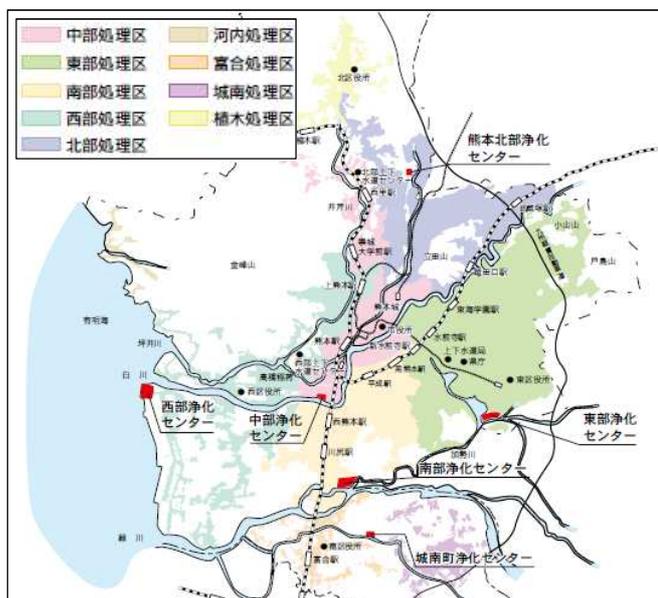
この良質で清冽な地下水は、市内各地にある取水施設から汲み上げられており、上水道管路、配水施設、送水場等を通して、お客さまのお手元にお届けされています。



【上水道施設の位置図】

下水道事業の現況について（平成 30 年 3 月末時点）

下水道着手	1948 年 (昭和 23 年)
処理区域面積	11,640ha
行政区域内人口	732,217 人
処理区域内人口	655,441 人
普及率	89.5%
年間汚水処理量	86,665 千m ³
管路総延長	2,618 km

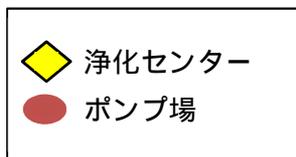
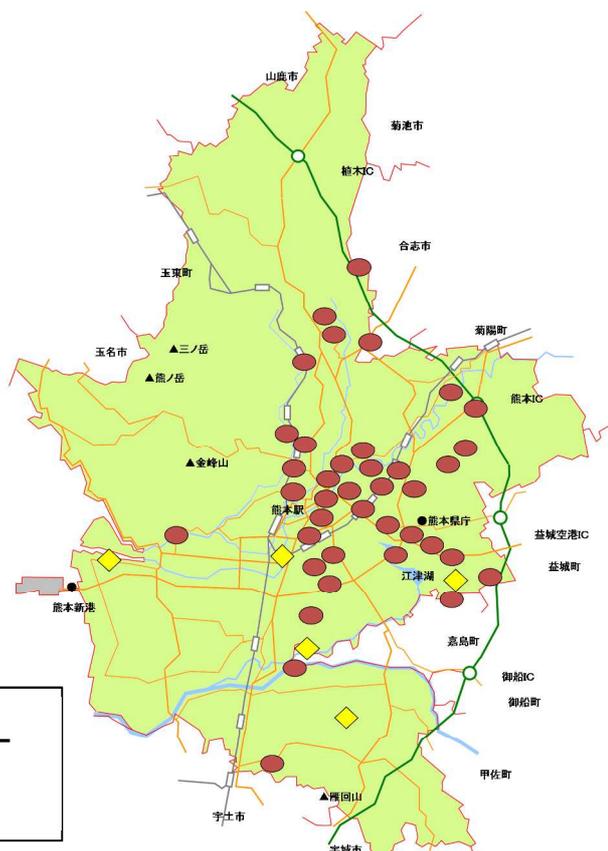


【下水道処理区域図】 熊本県の所管

汚水処理の流れ

家庭や事業所から排出された汚水は、市内各地に整備した下水道管路やポンプ場等を通し、浄化センターへと運ばれます。

運ばれた汚水は、浄化センター内でバクテリアを利用して処理され、海や河川に放流されます。また、処理過程で取り除かれた汚泥については、汚泥処理施設で処理されています。



【下水道施設の位置図】

2 上下水道事業の役割

熊本市の水道事業は、大正 13 年(1924 年)の給水開始以来 90 年にわたり、安全安心でおいしい水道水の供給に努め、約 70 万人の市民に給水を行っています。

一方、下水道事業は、昭和 23 年(1948 年)に戦災復興事業の一環として着手して以来、生活環境の向上や都市型災害の防止に取り組んできました。

近年、高齢化に伴い進行する人口減少や節水器具の普及・高性能化により料金収入は減少傾向にあります。一方で施設や管路の老朽化による更新需要の増加、耐震化による災害対策なども計画的に進めていく必要があります。

水道事業と下水道事業はともに市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、水循環システムにおいても一体的な役割を果たしています。このように 2 つの事業は関係が深く多くの共通点があることや、今後厳しさを増す経営環境に対応していくため、平成 21 年(2009 年)に組織を統合し、上下水道局として効率的で一体的な事業運営を行っています。

これからも清冽で豊富な地下水を安全でおいしい水道水としてお届けし、使った水をきれいにして地球に戻すという市民生活に根ざしたライフラインとしての機能を果たしていくとともに、「世界に誇る地下水都市・熊本」の水循環システムを守ってまいります。

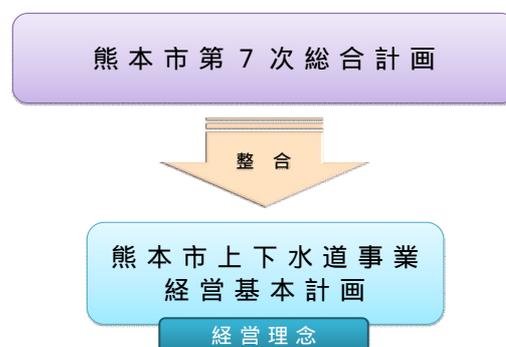
3 経営基本計画と上下水道局の主な取組み

平成 24 年 3 月に、これまでの上下水道事業の取組みを整理再構築し、上下水道局が目指す方向性を明確にするために「熊本市上下水道事業経営基本計画」(計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度)を策定しました。

平成 29 年度には、国が示すビジョンの反映や熊本地震からの復旧復興事業を着実に進めていくため、本計画の中間見直しを行いました。見直しにあたっては、本計画 10 年間の振り返りポイントを迎えたことを踏まえ、計画前期における取組みの評価により、計画後期における取組みの方向性を整理し、今後、上下水道局が取り組むべき事業の見直しを図りました。

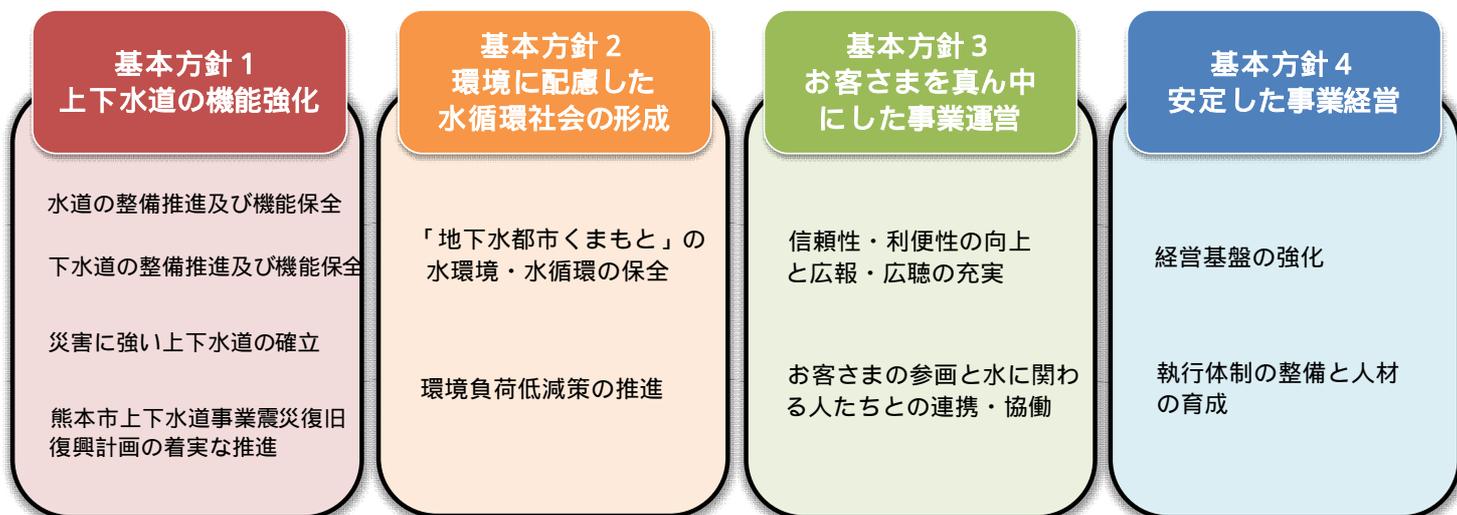
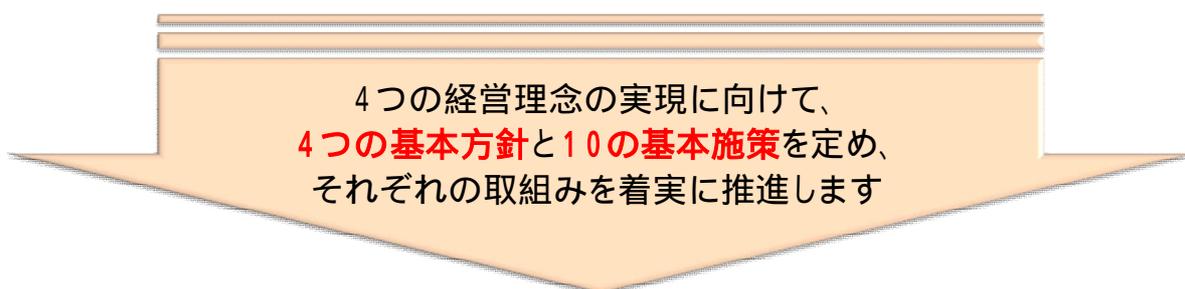
計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「熊本市第 7 次総合計画」を受け、上下水道局の使命や目指すべき方向性を見据え、上下水道事業を一体的、計画的かつ効果的に推進するために定めるものであり、本市上下水道事業の根幹に位置する計画です。



経営理念と実現に向けた取組み

上下水道局では、「経営基本計画」に掲げる4つの経営理念の実現に向け、4つの基本方針と10の基本施策を定め、それぞれの取組みを着実に推進しています。



基本方針1 上下水道の機能強化

水道事業における給水普及率は、平成29年度末で95.4%となっています。また、下水道事業における公共下水道普及率は、平成29年度末で89.5%となっています。

これまで、両事業とも多くの設備投資を行っており、今後これらの多くが更新時期を迎えることになります。安全で安心な生活を維持するためには、上下水道施設を適切に維持管理しつつ耐震化を推進していくなど、施設の機能強化を図る必要があります。

また、熊本地震で被災した上下水道施設については、原形復旧に取り組むとともに、熊本地震で得た教訓を活かし、今後の災害発生に対する備えを進める必要があります。そのため、次のような取組みを行います。

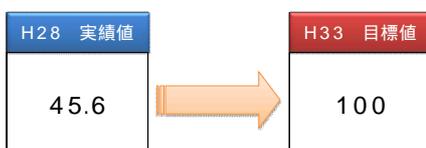
基本施策1 水道の整備推進及び機能保全

水道施設の機能強化

水道施設整備実施計画に基づき老朽化した管路及び施設の更新を進め、第6次拡張事業に基づき合併町（富合・城南・植木）の簡易水道の統合と市全域での施設、管路の機能強化を図っています。

成果指標

管路の更新進捗率（％）



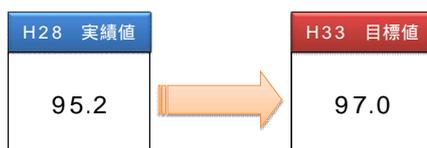
管路の更新進捗率（％）
＝（H23～更新した管路延長／H23～H33までの計画更新管路延長）×100



【老朽管の更新工事】

成果指標

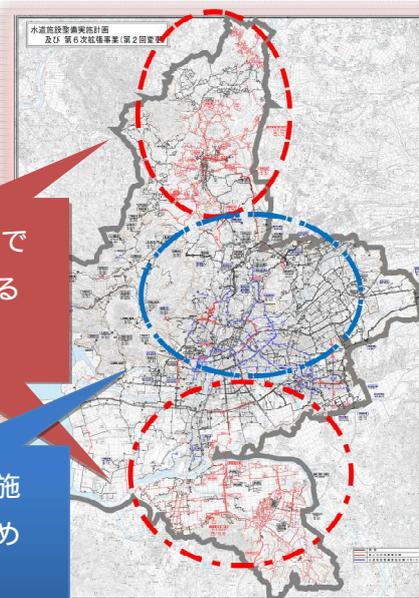
給水普及率（％）



給水普及率（％）
＝（給水人口／給水区域内人口）×100

第6次拡張事業で
拡張を進めている
地域

水道施設整備実施
計画で更新を進め
ている地域



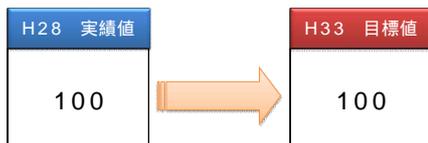
【拡張・更新のイメージ】

水道水質の維持管理

水質検査計画に基づき、水源から蛇口までの水質検査を行い、お客さまに安全安心な水道水を供給します。水道GLP¹の認定を受けた検査体制により水道水の安全性を確保します。

成果指標

水質基準達成率(%)²



1 水道GLP (Good Laboratory Practice (有良試験所規範))
 ・ ・ ・水道水質検査の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準のこと。

2 水質基準達成率(%)
 = (水質基準適合回数 / 全検査回数) × 100



【水質検査の様子】



【水道GLP認定】

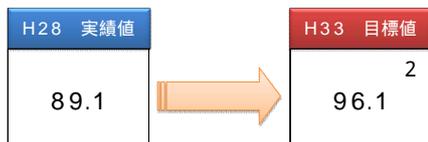
基本施策2 下水道の整備推進及び機能保全

公共下水道の整備

国庫補助制度を有効活用し下水道未普及地区の解消に努めます。未普及地区については、公共下水道整備計画に基づき整備を進めています。

成果指標

普及率(%)¹



1 普及率
 = (処理区域内人口 / 行政区域内人口) × 100

2 全体計画の見直しを進めており、目標値は修正する予定。



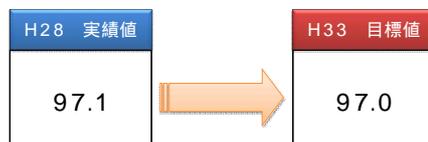
【処理区域・未整備区域のイメージ図】

下水道放流水質の向上

住民説明会時の早期接続促進や未接続世帯への継続的な接続勧奨等により、水洗化率の向上に取り組んでいます。

成果指標

水洗化率(%)



水洗化率(%)
 = (下水道接続済人口 / 処理区域内人口) × 100



【下水道工事説明会】



【下水道接続の勧奨】

基本施策3 災害に強い上下水道の確立

総合的危機管理体制の確立

災害発生時に 74 万市民 1 週間分の飲料水を確保するため、災害対策用貯水量を計画的に増加させています。平成 29 年度に運用を開始した南部送水場には災害対策用貯水施設を建築しました。

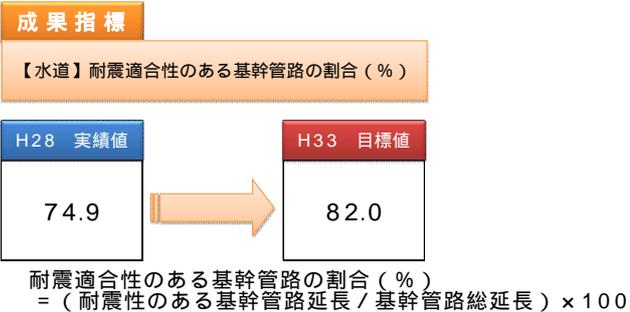


【南部送水場の災害対策用貯水施設】

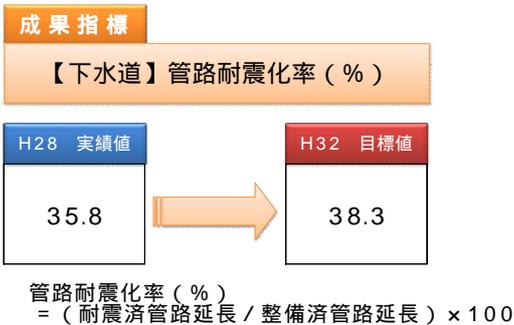
地震対策の推進

水道施設整備実施計画に基づき管路の耐震化を進めていたことにより、熊本地震では発災から 2 週間程で全市域への通水を開始することができました。

また、下水道総合地震対策計画に基づき、下水道の耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事を実施しています。



【水道管路の布設替え】

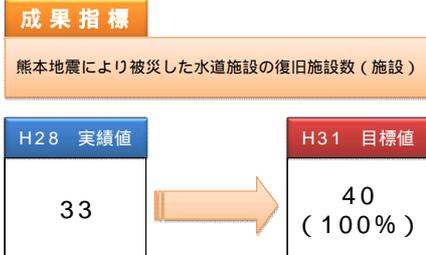


【下水道管路の新設工事】

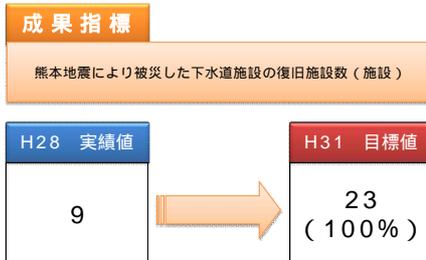
基本施策4 熊本市上下水道事業震災復旧復興計画の着実な推進

上下水道施設の早期復旧

被災した管路の原形復旧に取り組んでいます。また、被災した配水池、浄化センター、ポンプ場等、施設の原形復旧に努めています。



【上水道施設・管路の復旧】



【下水道施設・管路の復旧】

災害時対応力の強化

小・中学校に設置又は整備予定の災害用給水タンク（貯水機能付給水管）について、応急給水施設として活用できるよう改良するとともに、応急給水栓等の装備品を配備します。また、平成29年度に中学校5校においてマンホールトイレを整備しました。



H29年度からの取組みのため、「-」での記載。



【局内の貯水機能付給水管】



1校あたり5基設置



【マンホールトイレ】

基本方針2 環境に配慮した水循環社会の形成

本市の水道は、その水源を100%地下水で賄っています。上下水道局は、この地下水を、関係する部署と連携しながら将来にわたって守っていくとともに、お客さまへ安全でおいしい水をお届けし、使われた水をきれいにして川や海に返すという水循環社会を形成するうえでの重要な役割を果たしていかなければなりません。

そのためには、本市独自の地下水保全の取り組みや、同じ地下水を共有する熊本地域の自治体や県等と連携・協力した広域的な地下水保全の取り組みを進めていくことが必要です。

また「公共用水域の水質保全」に向けて、合流式下水道の改善や下水道高度処理の推進とともに、生活排水処理を担当する部署と連携した総合的な生活排水処理対策を進める必要があります。

さらに、近年世界的に地球温暖化防止に対する取り組みが進められており、上下水道局としても、自然エネルギーや下水道資源のさらなる有効活用とともに、エネルギー使用量の削減に取り組む必要があります。そのため、次のような取り組みを行います。

合流式下水道・・・汚水（生活雑排水）と道路や屋根などに降った雨水を一本の管に集めて処理並びに排除する方式

基本施策5 「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全

地下水を「育む」取り組み

熊本市が実施する「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業」や「熊本市水源かん養林整備事業」に協力し、地下水かん養に取り組んでいます。

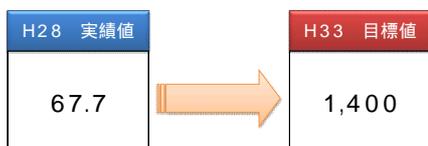
また、下水道処理水を農業用水に活用するとともに、浄化センター内で再利用するなど水の有効活用を図ります。



【熊本地域の地下水の流れ】

成果指標

地下水涵養量（万 m^3 ）



H28年度は熊本地震の影響で減。
H29年度実績値は1,317.1万 m^3



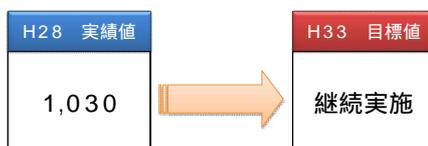
【水田湛水の様子】



【白川中流域の水田】

成果指標

再生水の利用量（万 m^3 ）



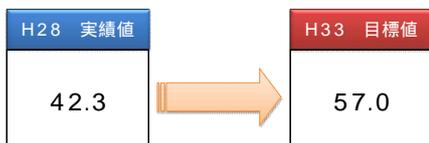
【農業用水への再利用】

地下水のおいしさを「届ける」取組み

各種イベントにおいて、水のペットボトル「熊本水物語」を活用した水道水の安全性やおいしさのPR活動を実施しています。

成果指標

水道水をそのまま飲む人の割合（％）



【熊本水物語】

基本施策6 環境負荷低減策の推進

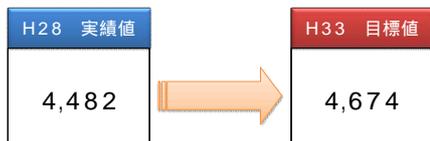
地球温暖化対策の推進

浄化センターの消化ガス発電設備等によって自然エネルギーの有効活用に取り組んでいます。

平成26年度には、戸島送水場で小水力発電設備の稼働を開始しました。

成果指標

自然エネルギーの発電量（千kwh）



小水力発電・・・ダムのような大規模構造物を必要としない小規模な水力発電



【消化ガス発電設備】



【小水力発電設備】

資源の有効活用

下水処理過程で生じる汚泥の有効活用を目的に、平成25年度から汚泥の固形燃料化を実施し、コンポスト利用やセメント原料化と合わせて100%有効利用しています。

コンポスト・・・都市ごみ等を発酵させてつくる堆肥



【下水処理過程における汚泥の有効活用の流れ】

基本方針3 お客さまを真ん中にした事業運営

個人の価値観や生き方が大きく変化する中、お客さまが上下水道事業に求めるニーズも多様化・高度化しています。また、本市のマスタートプランである第7次総合計画では、「上質な生活都市」を目指すために市民と行政がお互いに責任や役割を分担し、補い合いながらまちづくりに取り組むという基本理念を掲げています。上下水道局では、お客さまのご意見等を的確に把握し、地域とそこに住むお客さまとともに課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、お客さまと情報を共有し、お客さまの様々なご意見等を施策に反映させるとともに、お客さまから信頼されるためにコンプライアンス遵守や適正な事務処理等を徹底し、信頼性の高い経営や利便性の更なる向上に努める必要があります。

また、お客さまからの信頼を得るためには、組織として職員を育成するとともに、職員一人ひとりが、自己啓発に努め資質を向上させ、自ら考え行動することが求められます。

加えて、「上質な生活都市」の実現には、災害発生時における他の自治体との連携を強化するとともに、環境分野・農業分野などと連携・協働し事業を推進する必要があります。そのため、次のような取組みを行います。

基本施策7 信頼性・利便性の向上と広報・広聴の充実

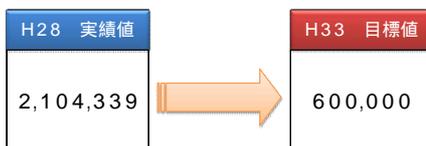
お客さまに身近でわかりやすい情報の提供

熊本市水の科学館や上下水道施設見学の利用を促進するために、市内の小・中学校で広報活動を行うとともに、各種媒体を活用した幅広い広報を実施します。平成26年5月29日には熊本市水の科学館の累計入場者数が200万人を突破しました。

また、インターネット等のICT（情報通信技術）を活用した手続きを推進し、お客さまの利便性の向上を図っています。

成果指標

ホームページアクセス数（人）



H28年度は熊本地震の影響で大幅増。
H29年度実績値は476,430人。



【水の科学館】



【出前教室】



【下水道施設見学】



【上下水道局HP】

お客さまニーズの的確な把握

上下水道事業に対するお客さまアンケートを実施し、ご意見等を的確に把握し、お客さまニーズに対応します。

成果指標

お客さまからのご意見数（件）

H28 実績値	H33 目標値
-	350

H29年度中間見直しに伴い新規の成果指標として設定。
H29年度実績値は365件。



【お客さまアンケートの実施】

基本施策8 お客さまの参画と水に関わる人たちとの連携・協働

お客さまの施策形成への参画

年度ごとに上下水道事業運営審議会を開催し、事業評価や予算・決算報告等を行っています。平成28年度には、各委員と上下水道施設を見学し、上下水道事業の取組みについて、御理解を深めていただきました。



【熊本市上下水道事業運営審議会】

水に関わる人との連携・協働

熊本地域地下水保全会議への出席や、公益財団法人くまもと地下水財団が実施する事業への参画などを通して、熊本地域の関係市町村や関係機関と連携を図り、広域的な地下水保全に取り組んでいます。

また、熊本市が実施している「夏季の節水重点期間」事業に協力するとともに、環境フェア等のイベントに出展しお客さまの節水に対する意識向上に取り組めます。



【くまもと地下水財団への参画】



【夏季の節水重点期間】



【環境フェア】

基本方針4 安定した事業経営

節水機器の普及や節水意識の高揚、人口の伸びの鈍化や少子高齢化・ライフスタイルの変化などによる水需要の減少により、料金収入（水道料金・下水道使用料）は減少していくものと予測され、この傾向は今後も続くものと思われます。

一方で、高度成長期に集中して建設された上下水道施設は、今後更新時期を迎え、施設の更新修繕等の改修費や維持管理経費の増加が予測されます。

また、下水道事業においては約1,389億円の企業債残高（平成28年度末）を有しており、その計画的な償還も重要な課題です。加えて、熊本地震で被災した上下水道施設の復興事業も実施していく必要があることから、より一層の経営改善や人材育成、効率的な事業経営を行うとともに、健全で安定した財政見通しに基づく事業経営を行う必要があります。そのため、次のような取組みを行います。

基本施策9 経営基盤の強化

中長期的な財政見通しに基づく事業経営

中長期財政見通しを踏まえた予算編成を行い、利益や企業債残高の水準を見極めながら、健全で安定した企業経営を実現してきました。

また、熊本地震により甚大な被害を受けた上下水道施設の復旧のために、多額の経費を要したことや、料金減免による減収により収支状況は悪化しましたが、既存事業の見直しや先送りを行うことで、全体の収支悪化を最小限にとどめました。



料金、負担金などのあり方

料金収入（水道料金、下水道使用料）は、本計画期間中において現行水準を維持することを前提とし、今後の人口減少や熊本地震によるお客さまの水需要の動向に十分留意します。



基本施策10 執行体制の整備と人材の育成

人材の育成

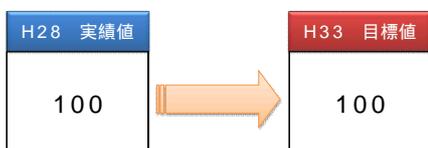
上下水道事業の研修や防災訓練の拡充、熊本市やその他の機関が開催する研修に積極的に参加し、お客様に信頼される職員の育成、技術の継承、災害時対応力の強化に取り組みます。



【職員に対する研修】

成果指標

研修受講率(%)



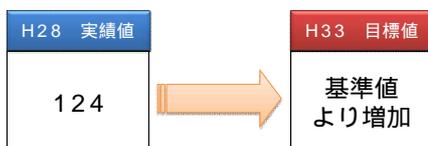
【防災訓練の様子】

国際貢献

JICA（国際交流機構）等、海外からの研修生の受入体制を整備し、上下水道事業に関する技術の提供を通して国際貢献を行っています。平成23～28年度にかけては、海外からの施設見学に延べ220名を受け入れ、専門職員によるわかりやすい技術提供を行いました。

成果指標

国際交流延べ人数(人)



基準値 = 平成23年度実績値(11人)



【JICA技術協力プロジェクトへの対応】

4 経営戦略の策定について

国は各公営企業に対し、今後の投資見通しと財源見通しの均衡を図り、安定的な事業運営を促すため、中長期的な経営の基本計画（計画期間 10 年以上）となる「経営戦略」の策定を求めています。

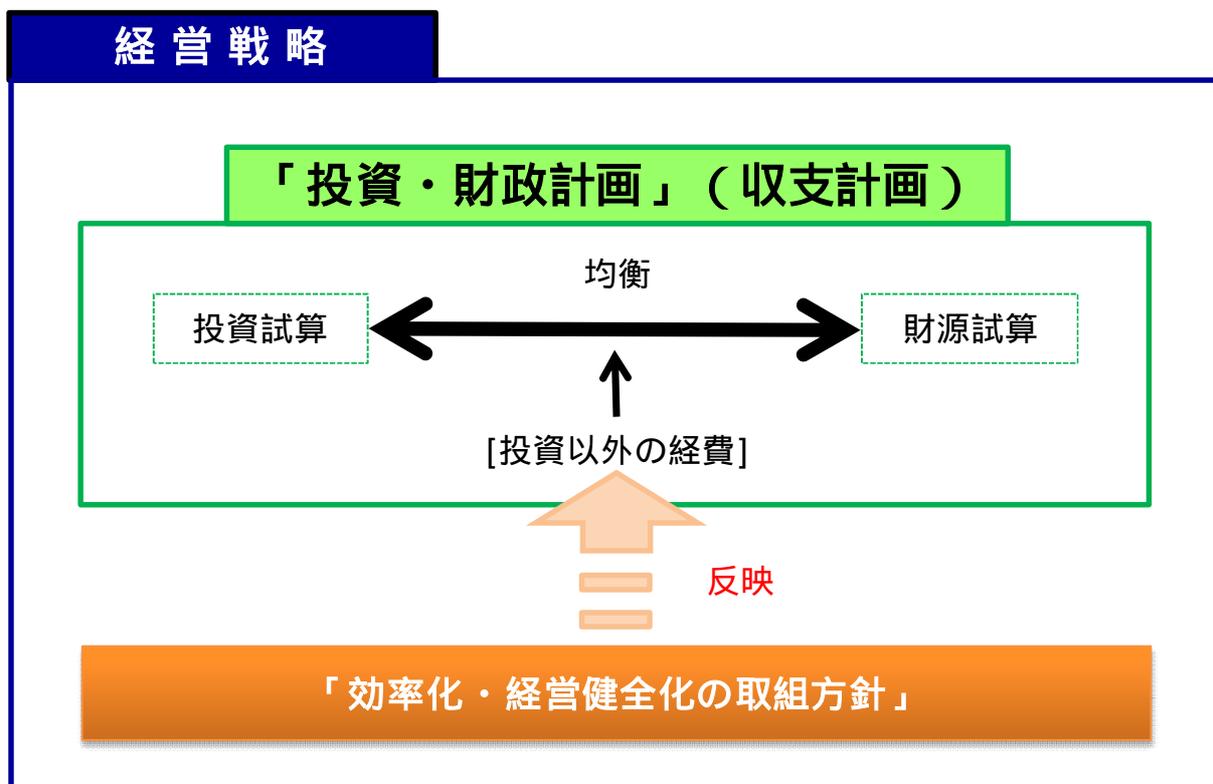
そこで上下水道局は、お客さまに将来にわたりサービスの提供を安定的に継続できるよう経営健全化のための様々な検討を進め、平成 31 年度（2019 年度）までに「経営戦略」を策定する予定です。

経営戦略とは

各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のことです。

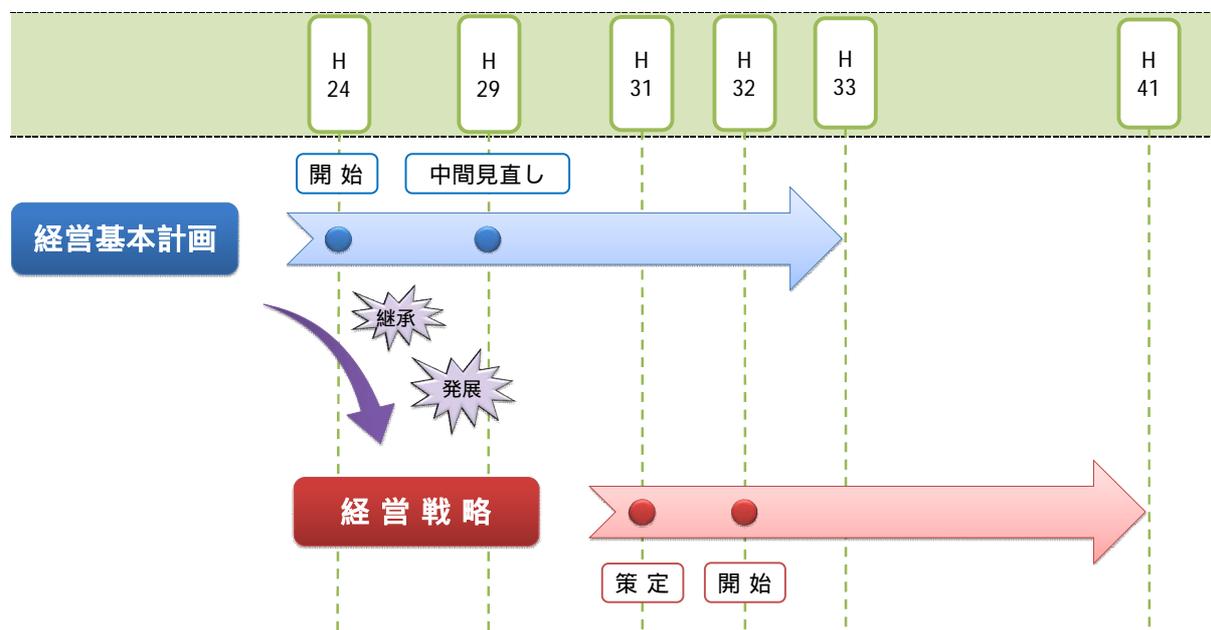
その中心は「投資・財政計画（収支計画）」ですが、組織効率化・人材育成や広域化、PPP/PFI（民間の資金・ノウハウの活用）等の効率化・経営健全化の取組みについても必要な検討を行い、取組方針を記載することが求められています。

経営戦略イメージ図



「経営基本計画」から「経営戦略」へ

現行の「経営基本計画」に代わる新たな中長期的な経営基本計画となる「経営戦略」については、平成31年度（2019年度）中の策定を予定しています。



熊本市上下水道局組織図（平成30年4月1日現在）

熊本市上下水道事業管理者	1名	
技監	1名	
総務部長	1名	
総務課	16名	総務班、人事班、管財班
経営企画課	21名	企画広報班、財政班、情報システム管理班
出納室		水道班、下水道班
料金課	37名	業務班、料金調定第一班、料金調定第二班、賦課対策班
債権管理室		債権管理班
給排水設備課	30名	業務班、給水装置班、排水設備班
計画整備部長	1名	
計画調整課	31名	管理班、水道計画班、下水道計画班、事業調整班
技術監理室		技術監理班、図面情報班、技術研修班
水道整備課	34名	施設班、設備班、工事第一班、工事第二班、工事第三班
下水道整備課	28名	施設班、工事第一班、工事第二班、工事第三班
維持管理部長	1名	
水相談課	43名	管理班、サービス班、漏水防止班、老朽管対策班
西部上下水道センター		
北部上下水道センター		
南部上下水道センター		
管路維持課	47名	水道維持班、下水道維持班、下水道保全班、渉外工事第一班、渉外工事第二班
維持補修センター		維持補修班
水運用課	36名	計画班、運用班、施設管理班、施設維持班
水質管理室		管理班、検査班
水再生課	54名	施設管理第一班、施設管理第二班、水質指導班、水質管理班
中部浄化センター		管理第一班、管理第二班
東部浄化センター		管理班
南部浄化センター		管理班
西部浄化センター		管理班
上下水道局職員数	382名	※職員数（各課の職員数には「室」を含む） ※再任用は除く

熊本市上下水道局事務分掌規程（平成30年4月1日現在）

総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関する事。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関する事。
- 3 文書の収発及び管理に関する事。
- 4 公印の管理に関する事。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関する事。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関する事。
- 7 危機管理及び災害対策に関する事。
- 8 不用品の処分に関する事。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関する事。
- 10 組織に関する事。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関する事。
- 12 研修に関する事。
- 13 職員の給与及び退職手当に関する事。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関する事。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関する事（他の課又は室の所管に属する事務を除く。）。
- 16 庁舎の維持管理に関する事（他の課又は室の所管に属する事務を除く。）。
- 17 公用車の管理に関する事。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関する事。

経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関する事。
- 2 市議会に関する事。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関する事。
- 4 事業統計に関する事。
- 5 広報及び広聴に関する事。
- 6 水の科学館に関する事。
- 7 財政計画に関する事。
- 8 企業債に関する事。
- 9 予算に関する事。
- 10 工業用水道事業に関する事（他の課又は室の所管に属する事務を除く。）。
- 11 情報化施策の推進及び調整に関する事。
- 12 情報システムの総括に関する事。
- 13 出納室に関する事。

出納室

- 1 決算に関する事。
- 2 支払の審査及び執行に関する事。
- 3 出納預託に関する事。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
- 5 資金運用及び一時借入金に関する事。
- 6 固定資産に関する事。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。

料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関する事。
- 2 使用水量（水道に係るものに限る。）及び排除汚水量の計量及び認定に関する事。
- 3 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の調定及び減免に関する事。
- 4 水道料金等の転居等清算に関する事。
- 5 水道料金等の収納に関する事。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関する事。
- 7 量水器に関する事。
- 8 債権管理室に関する事。

債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関する事。
- 2 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関する事。
- 3 水道料金等の不納欠損処分に関する事。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関する事。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関する事。
- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権（以下「引継債権」という。）の滞納整理に関する事。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関する事。

給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関する事。

- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関する事。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関する事。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 配管図面の交付に関する事。

計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 4 下水道資源の有効活用に関する事。
- 5 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 6 技術監理室に関する事。
- 7 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 配管図面に関する事(他課の所管に属する事務を除く。)
- 5 下水道台帳に関する事。

水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。
- 3 私道への下水道布設に関する事。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関する事。

水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関する事。
 - 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
 - 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
 - 4 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
 - 5 老朽給水管の更新に関する事。
 - 6 水防業務に係る体制及び人員の編成に関する事。
 - 7 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
 - 8 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関する事。
 - 9 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。
- 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター**
- 1 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関する事(南部上下水道センターに限る。)
 - 2 工業用水道料金に関する事(南部上下水道センターに限る。)
 - 3 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
 - 4 水道施設、工業用水道施設(南部上下水道センターに限る。)及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関する事。
 - 5 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関する事。
 - 6 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の漏水防止に関する事。
 - 7 給水施設(南部上下水道センターに限る。)及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
 - 8 下水道管渠きょ施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
 - 9 受託給水装置工事に伴う加入金に関する事(北部上下水道センターに限る。)
 - 10 受託給水装置工事費に関する事(北部上下水道センターに限る。)

管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 貯蔵品の受払に関する事。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関する事。
- 4 水防業務の統括に関する事。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠きょ施設及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 6 維持補修センターに関する事。

維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関する事。
- 2 貯蔵品の保管に関する事。

水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 3 塩素滅菌に関すること。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 5 地下水障害に関すること。
- 6 水質管理室に関すること。

水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。
- 2 事業所排水の水質指導に関すること。
- 3 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 4 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 5 浄化センターに関すること。

中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
- 3 各浄化センターの管理に関すること。
- 4 ポンプ場の管理に関すること。
- 5 放流水の水質に関すること。
- 6 下水汚泥固形燃料化施設に関すること(南部浄化センターに限る。)
- 7 伏越施設の管理に関すること(西部浄化センターに限る。)